

## 令和8年度 放課後児童クラブ保育料 減免制度について

所沢市では、低所得世帯等の負担を軽減することを目的に、放課後児童クラブ保育料を減免する制度があります。

### 1 制度の内容と手続き

通常の保育料 月額 10,000 円（兄弟等で同じ児童クラブに通う場合は、2人目以降の兄弟は 5,000 円）のところ、以下の世帯区分に該当している方は、事前の申請により保育料が無料又は半額になります。申請される方は、別紙 保育料減免申請書を記入の上、通うクラブに直接提出してください。兄弟がいる場合はそれぞれ申請書が必要です。

(1) 世帯区分	(2) 減免する額	(3) 減免期間	(4) 市外からの転入者等の添付書類
①市区町村民税非課税世帯	全額	4月～6月分	令和7年度—市区町村民税非課税証明書
		7月～3月分	令和8年度 //
②市区町村民税のうち、所得割課税額が1万円未満の世帯	半額	4月～6月分	令和7年度—市区町村民税課税証明書
		7月～3月分	令和8年度 //
③生活保護受給世帯	全額	受給期間中	

#### (1) 「世帯区分」について

「世帯区分」は、月の初日における世帯状況（単身赴任者を含む同居家族の課税状況）で判断します。所得未申告の場合は、減免の対象にはなりません。なお、減免決定後に、世帯員に異動があった場合や、生活保護が廃止となった場合等は、在籍するクラブに**異動届を提出**していただきます。クラブ又は青少年課で用紙を受け取ってください。

#### (2) 「減免する額」について

減免の対象となるのは保育料に限ります。おやつ代・傷害保険代・延長保育料等の実費徴収金は、減免の対象ではありません。

#### (3) 「減免期間」の減免判定の基となる課税年度について

4月から6月分の保育料の減免は、~~令和7年度の課税状況で判断（1回目）~~

7月から3月分の保育料の減免は、令和8年度の課税状況で判断（2回目）

※このため減免申請書は、**年度内に2回提出する**必要があります。

#### 《令和8年度 減免申請受付期間》

1回目（4月～6月分） 2/16（月）～ 3/2（月）

2回目（7月～3月分） 5/18（月）～ 6/1（月）

※上記期間終了後も随時受け付けておりますが、途中入所の方以外は、月を遡って申請はできません。申請忘れのないようご注意ください！

#### (4) 「市外からの転入者等の添付書類」について

【7月から3月分の申請】

令和8年1月1日以前に所沢市に転入された方…添付書類不要

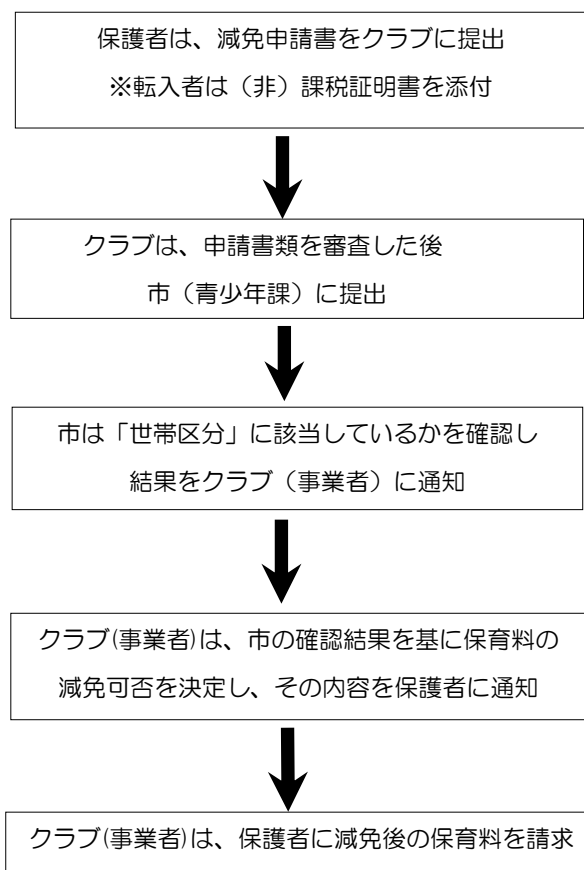
令和8年1月2日以降に所沢市に転入された方…**以前にお住まいだった市区町村から令和8年度「市区町村民税（非）課税証明書」**を取り寄せ、減免申請書に添付してください（世帯全員分必要）。

※証明書は作成日から3か月以内のものに限ります。

#### ≪申請期間外の受付≫

申請受付期間以降の申請は、**原則毎月10日締切り**です。『保育料減免申請書』を、直接クラブに提出してください。**減免の適用は翌月から**になります。（※10日が土日祝日に当たる場合はその前日が締切り）ただし、**途中入所の方については、入所月内に申請していただければ、当月から適用**となります。

## 2 申請から減免までの流れ



※結果が全額免除以外の方は、決定通知に記載された保育料（全額又は半額）がクラブ（事業者）から請求されます。